

しまねの農林水産物消費拡大応援事業費補助金交付要綱

制定 令和3年10月8日付け産支第381号

改正 令和4年3月16日付け産支第779号

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響で、販売及び売上が不安定化している県内の農林漁業者並びに流通事業者（小売業者、卸売業者）、食料品製造業者、飲食サービス業者及び宿泊業者（以下「流通事業者等」という。）を支援するため、県内の生産者と流通事業者等が連携し、生産者の所得向上や経営の安定に繋がる取組や県民の消費拡大を図るための経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第2条 補助対象、補助事業区分、補助対象経費、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表1の事業区分欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施主体等)

第4条 補助対象事業の事業実施主体は、次の各号に定める者とする。ただし、県内に拠点を持している者に限る。

- (1) 農林漁業者(以下「生産者」という。)
- (2) 小売業者
- (3) 卸売業者(仲卸業者を含む。)
- (4) 食料品製造業者（飲料製造業者を含む。)
- (5) 飲食サービス業者
- (6) 宿泊業者

(事業実施計画書の提出)

第5条 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより事業実施計画書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施計画書の提出があったときは、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは内定するものとする。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による内定を受けた事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、補助金交付申請書(様式第2号)を知事へ提出しなければならない。

- 2 交付申請書に添付すべき書類及び提出の期限は、別に定めるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第 7 条 知事は前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により補助事業者へ通知する。

（交付決定をしないことができる場合）

第 8 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（申請の取り下げ）

第 9 条 補助事業者は、規則第 7 条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、交付申請取り下げ書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（事業の着手時期）

第 10 条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

（変更承認申請）

第 11 条 補助事業者は、規則第 9 条第 1 項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第 5 号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場合はこの限りではない。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業の中止又は廃止
 - (3) 事業実施主体の事業区分の補助金を増額する場合又は 20% を超えて減額する場合
 - (4) 事業の主要な部分に関する変更
 - (5) 事業区分の経費配分の変更
 - (6) その他知事が必要と認める場合
- 2 知事は前項の規定により変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書が提出されたとき

は、内容を審査し、変更を承認する場合は補助金変更交付決定書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（遂行状況の報告）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について事業実施状況報告書（様式第8号）により報告を求めることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により、実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は前条による実績報告があったときには、必要な検査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金は規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者が概算払により補助金を受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を提出しなければならない。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限を受ける機械及び器具）

第17条 規則第13条第1項第4号の知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。

2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、規則第13条第1項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第13号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第18条 知事は、第6条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、報告書（様式第13号）により知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があったときには、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保管）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びすべての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第14号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（県内中小企業者への優先発注）

第20条 補助事業者は事業の実施にあたって、物品及び役務の調達等を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）第4条第2項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

（継続取引に係る状況報告）

第21条 補助事業者は、補助事業に連携して取り組んだ事業者（以下「共同実施者」という。）との取引状況等について、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して3年間、県が行う聞き取り調査等に協力すること。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係) 補助対象及び補助金額等

事業区分	事業内容及び対象経費	交付先	事業実施主体及び事業要件	補助率及び補助上限額
<p>1 推進事業</p>	<p>〔事業内容〕</p> <p>1 生産に係る支援 地域農林水産物の生産拡大や新規作物の導入実証等</p> <p>2 商品開発に係る支援 原材料購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、モニタリング調査等</p> <p>3 販売に係る支援 開発した商品の PR 資材の作成、商談会への出展等</p> <p>4 体制整備に係る支援 推進会議、専門家招聘等</p> <p>〔対象経費〕</p> <p>報償費（謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、展示会等出展料、分析・検査費、専ら補助事業に従事する日々雇用職員やアルバイト、パート従業員の賃金、その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>事業実施主体</p>	<p>〔事業実施主体〕</p> <p>1 生産者</p> <p>2 小売業者</p> <p>3 卸売業者（仲卸業者を含む）</p> <p>4 食料品製造業者（飲料製造業者を含む）</p> <p>5 飲食サービス業者</p> <p>6 宿泊業者</p> <p>〔事業要件〕</p> <p>①生産者と流通事業者を含む複数事業者での共同実施による複数年度にわたり継続可能な取組</p> <p>②県内流通事業者等において、県内農林水産物の流通量や売上の拡大につながる取組</p> <p>③売れる産品づくりの助言等、経営安定に向けて流通事業者等と生産者が連携を図る取組</p> <p>④水産物については、参画する漁業者の取組が、地元からニーズのある魚介類の漁獲（規模拡大含む）や新技術導入等に取組み、所得向上を図るものであること</p>	<p>2/3 以内</p> <p>1 申請事業あたり 推進事業と整備事業の合計 上限：2,000 千円</p>
<p>2 整備事業</p>	<p>〔事業内容〕</p> <p>1 農林水産物の生産のために必要な施設及び機械等の整備</p> <p>2 農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設及び機械等の整備</p> <p>3 その他、農林水産物の消費拡大に必要な施設及び機械等の整備</p> <p>〔対象経費〕 工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの</p>			<p>1/2 以内</p> <p>1 申請事業あたり 推進事業と整備事業の合計 上限：2,000 千円</p>